

〔土木局議案説明資料－1〕  
議案第18号

令和7年6月23日  
建設企業常任委員会  
土木局道路管理課

令和7年度金沢市議会6月定例会月議会

## 議案説明資料

議案第18号 . . . . . 市道の路線認定について

土木局道路管理課

## 総括表（令和7年度6月定例月議会）

### 議案第18号 路線認定

路線名	本数	幅員(m)	延長(m)	面積(m <sup>2</sup> )	備考	図面
天神町1丁目線 20号	1	6.0~6.9	38	239	開発行為	①
小坂 50号 小坂町西線 47号	1	5.0~6.0	35	274	開発行為	②
小坂 35号 法光寺町線 28号	1	6.0	33	196	開発行為	③
泉が丘1丁目線 23号	1	6.0	25	155	開発行為	④
鞍月 19号 大友町線 58号	1	6.0	28	203	橋梁新設	⑤
合計	5		158	1,067		

## 議案第18号

### 市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

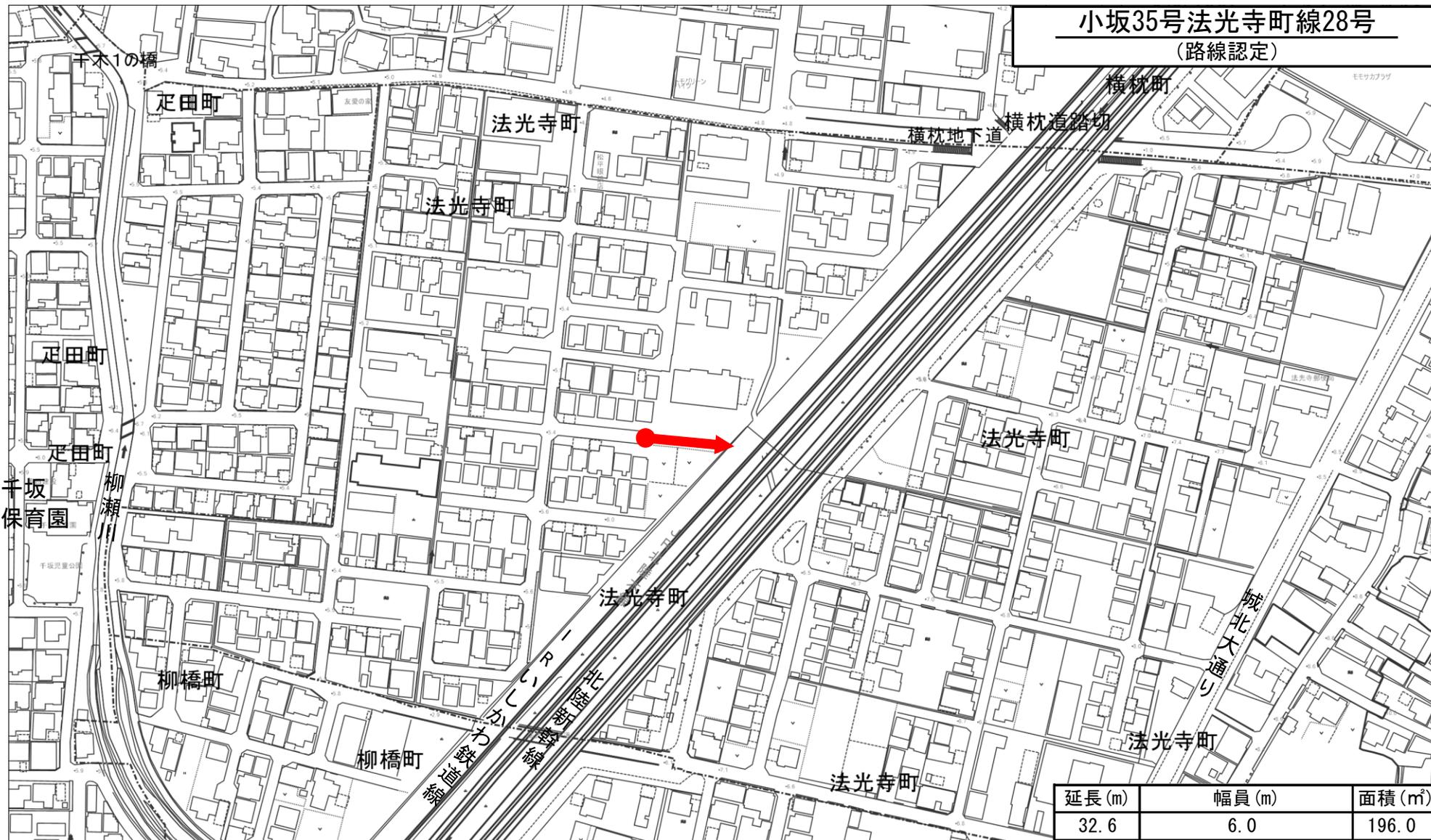
令和7年6月10日提出

金沢市長 村山 卓

路線名	起点及び終点	重要な経過地
天神町1丁目線 20号	天神町1丁目 401番2先から 天神町1丁目 401番6先まで	
小坂50号 小坂町西線 47号	小坂町中 25番1先から 小坂町中 25番10先まで	
小坂35号 法光寺町線 28号	法光寺町 74番1先から 法光寺町 74番2先まで	
泉が丘1丁目線 23号	泉が丘1丁目 311番1先から 泉が丘1丁目 311番6先まで	
鞍月19号 大友町線 58号	大友1丁目 415番先から 直江南1丁目 114番先まで	











【都市整備局報告案件－1】

## 金沢市集約都市形成計画の変更(案)に係る意見公募（パブリックコメント）について

### 1. 計画変更の趣旨

金沢市集約都市形成計画は、人口減少や少子高齢化が進んだ社会においても持続的に成長する成熟都市の実現に向け、居住や都市機能の緩やかな誘導を図りながら、快適に安心して住み続けられる、まちなかを核とした魅力ある集約都市の形成を目指すものである。

このたび、未来共創計画に掲げる「魅力あふれる中心市街地の活性化」や「医療体制の充実」の方針との整合を図り、集約都市の形成を更に推進するため、本計画における誘導施設の種類や区域に係る一部変更を行うものである。

### 2. 変更(案)の内容

別紙のとおり

### 3. 意見公募（パブリックコメント）

- (1) 募集期間 令和7年7月1日（火）から令和7年7月30日（水）まで
- (2) 資料閲覧場所 金沢市ホームページ / 市政情報コーナー / 都市計画課
- (3) 周知方法
- ・金沢市ホームページ
  - ・新聞広報
  - ・市公式 SNS（LINE、X、Facebook）

### 4. 今後の予定

- 令和7年8月 金沢市都市計画審議会にて計画変更（案）のとりまとめ
- 9月 計画変更・公表



## 1. 金沢市集約都市形成計画について

本市では、人口減少・少子高齢化が進んだ社会においても持続的に成長する成熟都市の実現を目指して、平成29年3月に金沢市集約都市形成計画を策定し、居住や都市機能の緩やかな誘導を図っています。

また、令和5年3月には、近年の頻発化・激甚化する自然災害に対応する観点から、災害リスクを踏まえた誘導区域の見直しなどを行い、便利で快適に安心して住み続けられる「まちなかを核とした魅力ある集約都市の形成」を推進していきます。

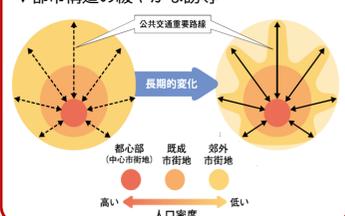
### ▼計画が目指す将来都市像と基本方針

将来都市像 持続的な成長を支える「軸線強化型都市構造」への転換

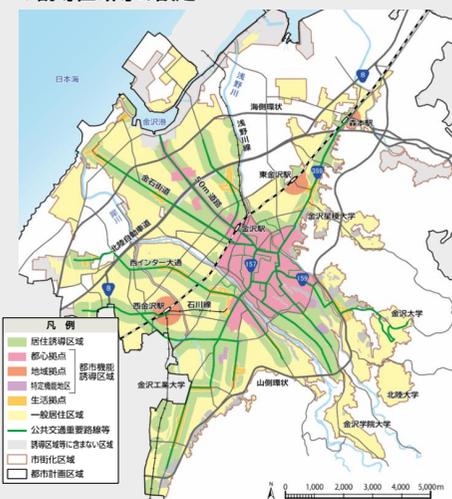
～まちなかを核とした魅力ある集約都市の形成～

- ① 中心市街地への都市機能の集積
  - ② 都心軸の機能強化
  - ③ 公共交通重要路線沿線への居住誘導
  - ④ 地域の賑わいと交流を支える拠点の創造
  - ⑤ 地域コミュニティや暮らしの維持・充実
- 多様な移動手段を選択できるタウンライフへの転換

### ▼都市構造の緩やかな誘導



### ▼誘導区域等の設定



### 【各区域と位置づけ】

区域	位置づけ
居住誘導区域	・日常生活に必要なサービス機能や一定水準の公共交通サービスを確保し、将来にわたり本市の居住の柱として、人口密度を維持する区域
都市機能誘導区域	・様々な都市機能(商業、業務、居住、医療、福祉、教育、歴史・文化、観光等)を集積し、都市生活の利便性を確保することで賑わいを高める区域
● 都心拠点	・歴史・文化などの多様な魅力が集積する金沢の顔として、様々な都市機能を誘導する拠点
● 地域拠点	・主要な交通結節点として様々な交流と賑わいを創出する拠点
● 特定機能地区	・子育て、教育、医療、福祉、健康、スポーツなどの都市機能を新たに集積する地区
生活拠点	・日常生活圏(中学校区程度)において、既存の商店街等の地域生活を支える拠点
一般居住区域	・自動車や自転車での移動を主体として、日常生活に必要な施設を維持しながらこれまで通りに暮らし続けられる区域

### ▼誘導施設\*の種類と誘導する区域

誘導施設の種類	都市機能誘導区域		
	都心拠点	地域拠点	特定機能地区
大学および専修学校、その他関連施設	○	○	○
図書館、美術館、博物館	○	—	○
コンベンション施設、大規模ホール施設	○	—	—
特定機能病院、地域医療支援病院	○	○	—
福祉健康センター	○	○	○
市民の利便性の向上に資する施設であって、都市機能の増進に寄与するものとして、市長が指定するもの(延べ面積1,000㎡以上)	○	○	○

※都市機能誘導区域(都心拠点、地域拠点、特定機能地区)において都市生活の利便性を確保するため、特に積極的な誘導を図る施設

## 2. 変更の背景と目的

本市では、人口減少・少子高齢化の進展など市政を取り巻く環境変化を踏まえ、令和6年2月に金沢市都市像「未来を拓く世界の共創文化都市・金沢」の実現に向けた行動計画「未来共創計画」を策定し、「魅力あふれる中心市街地の活性化」や「医療体制の充実」などの方針を掲げています。

このたびは、本計画における誘導施設や区域に係る一部変更を行い、未来共創計画との整合を図るとともに、更なる集約都市の形成を推進します。

## 3. 変更の内容

### 『誘導施設の種類』と『都市機能誘導区域』の追加

(1) 「複合商業施設\* (延べ面積3,000㎡超)」を都心拠点の誘導施設に位置付け **変更①**

\*物販、飲食、サービス等の複数店舗による施設

新たに「複合商業施設(延べ面積3,000㎡超)」を誘導施設の種類に追加し、都市機能誘導区域(都心拠点)における商業施設の更なる集積を促し、魅力あふれる中心市街地の活性化を図ります。

(2) 金沢市立病院の周辺エリアを特定機能地区に新たに指定 **変更②**

「特定機能病院、地域医療支援病院」を特定機能地区の誘導施設に位置付け **変更③**

金沢市立病院の地域医療支援病院の承認(令和5年4月)を受け、新たに移転整備を予定する病院敷地の周辺エリアを都市機能誘導区域(特定機能地区)に指定するとともに、特定機能地区の誘導施設として「特定機能病院、地域医療支援病院」を位置づけ、更なる医療体制の充実を図ります。

### ▼誘導施設の種類と誘導する区域

誘導施設の種類	都市機能誘導区域		
	都心拠点	地域拠点	特定機能地区
<b>変更①</b> 複合商業施設(延べ面積3,000㎡超)	○	—	—
大学および専修学校、その他関連施設	○	○	○
図書館、美術館、博物館	○	—	○
コンベンション施設、大規模ホール施設	○	—	—
特定機能病院、地域医療支援病院	○	○	○ <b>変更③</b>
福祉健康センター	○	○	○
市民の利便性の向上に資する施設であって、都市機能の増進に寄与するものとして、市長が指定するもの(延べ面積1,000㎡以上)	○	○	○

### ▼特定機能地区の指定 **変更②**



## まちの風情を感じる夜間景観アクションプログラムに基づく照明整備について

魅力的な夜間景観を創出し、まちの回遊性を高めるため、計画的に景観資源のライトアップを行っており、この度、鞍月用水沿い等における照明設備の整備工事が6月末に完成する。

1. 整備箇所 鞍月用水沿い等の次の場所において、水の流れや石垣、彫刻作品を照らすために照明設備を整備
- ① 西外惣構跡、② 柿木畠ポケットパーク、
  - ③ 柿木畠駐輪場前、④ 彫刻作品「走れ！」



① 西外惣構跡



② 柿木畠ポケットパーク



③ 柿木畠駐輪場前



④ 彫刻作品「走れ！」

2. 点灯時間 日没から22時（④のみ、日没から24時）

※写真は、ライトアップ試験点灯時のもの

【都市整備局報告案件－3】

## 金沢弁護士会との空き家等対策の推進に関する連携協定の締結について

### 1. 趣 旨

空き家等の発生抑制、適切な管理の推進及び空き家等に係る紛争の解決を図り、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりを推進するため、金沢弁護士会と連携協定を締結するもの

### 2. 主な協定内容

所有者、地域住民からの空き家に関する相談に対し、法的解決に向けた対応への協力

〔所有者〕所有権の相続登記をはじめとする権利関係の整理など

〔地域住民〕空き家の破損や草木繁茂など

### 3. 協定締結日

令和7年6月27日（金）

### 4. 連携による取組

連携協定に基づき金沢弁護士会所属の弁護士派遣により、市民向け空き家法律相談窓口（無料）を開設

（相談日）毎週火曜日午前10時から12時まで（2時間）

ただし、祝日、年末年始及び本市が別に指示する日を除く

（場 所）第一本庁舎 2階 市民相談室

（受付開始）令和7年7月下旬（予定）

【都市整備局報告案件－ 4】

## 住宅の耐震改修等に係る補助制度の拡充について

### 1. 背景と目的

石川県は、地震被害想定の見直しと併せ、建物の耐震化率の向上によって建物及び人的被害が大幅に低減するという試算を公表し、住宅の耐震化の加速に向け、補助制度を拡充するための補正予算案を今県議会に提出している。

これを受け、本市においても石川県の制度拡充に速やかに対応し、耐震改修工事等に係る所有者の経済的負担の軽減を図り、住宅の耐震化を推進する。

### 2. 内 容

#### ① 被災木造住宅耐震改修工事費等補助制度

(令和 6 年能登半島地震により「り災証明書」が発行された木造一戸建て住宅を対象)

補助区分：耐震改修工事、建替え工事

補助率：10/10

限度額：250 万円 → **280 万円**

#### ② 既存建築物耐震改修工事費等補助制度

(昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造一戸建て住宅を対象)

補助区分：耐震改修工事

補助率：10/10

限度額：250 万円 → **280 万円**

### 3. 今後の予定

県補正予算の成立後、本市補助要綱を改正し、7 月 1 日（火）告示・施行

※令和 7 年 4 月 1 日補助金交付申請受付分まで遡及して適用

## 「金沢市水防計画の改定」について

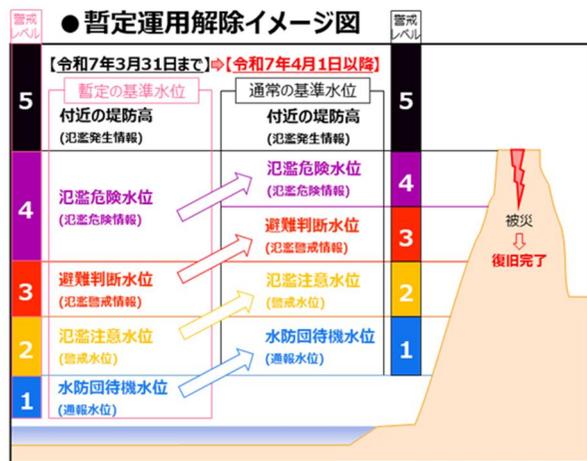
金沢市水防計画は、水防法第4条に規定する指定水防管理団体である本市が、同法第33条に基づき策定するもので、今回、令和6年能登半島地震の影響による暫定運用の解除に伴う石川県水防計画の改定があったことから、本計画を見直す。

### 1. 水防警報を行う対象河川の基準水位及び水防警報発表基準の変更

※第4章 4.2(2)② 水位情報の通知の対象となる基準観測所（P22, 23）、第4章 4.3.2(2)②水防警報を行う対象河川の基準観測所（P30, 31）  
第5章 5.1(1)水位観測所（P35, 36）、第4章 4.3.2(1)②各段階の水位・雨量基準（P28～30）に掲載

1) 大野川の災害復旧工事が完了したため、基準水位の暫定運用を解除し、通常の基準水位に戻した運用を再開（大野川）

#### ①警戒水位レベルの一段階引上げ



【変更】 河川名	地先名	位置	堤防高	水防回 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位
大野川	湊3丁目	機具橋 (通常)	1.5m	0.70 m	0.80 m	1.00 m	1.10 m
		機具橋 (暫定)		0.60 m	0.70 m	0.80 m	1.00 m

#### ②水防警報発表基準の引上げ

【変更】 河川名	観測所名	準備	出動	状況	解除
大野川	機具橋 (通常) -(暫定)-	氾濫注意水位に達するか又は達するおそれのあるとき 0.70m~0.80m ↑ -0.60m~0.70m	なお上昇のおそれがあり危険を予知したとき	適時、河川の状況を通知する必要があるとき	氾濫注意水位を下回って水防活動の必要がなくなったとき

## 金沢市雨水出水浸水想定区域図の作成・公表について

令和3年の水防法改正に伴い、雨水出水による浸水想定区域図の作成・公表が義務付けされたことを受け、今般、金沢市雨水出水浸水想定区域図が完成したことから、梅雨入りを迎えた6月10日（火）にHPにて掲載し公表した。

### 1. 雨水出水浸水想定区域図（根拠法令：水防法第14条の2第2項、第3項） <別紙>

想定し得る最大規模の降雨（金沢市：1時間降水量130mm）を対象に、地表面の地形データを考慮した氾濫シミュレーションを実施し、下水道（雨水）の処理能力を超え、浸水が想定される区域の想定される浸水の深さと浸水継続時間を5mメッシュで表示したもの。

※金沢市全域図（下水道計画区域）及び3区域分割図（犀川左岸、犀川～浅野川、浅野川右岸）を作成

### 2. 今後の予定

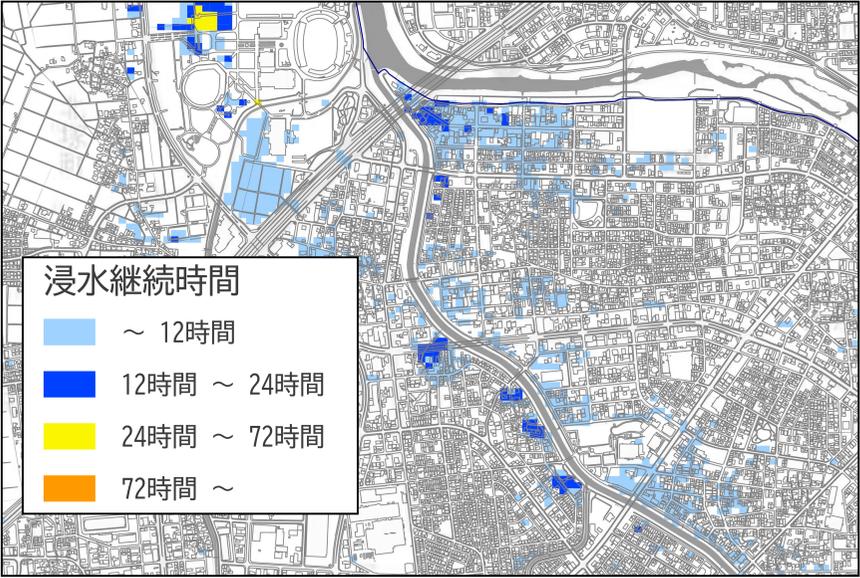
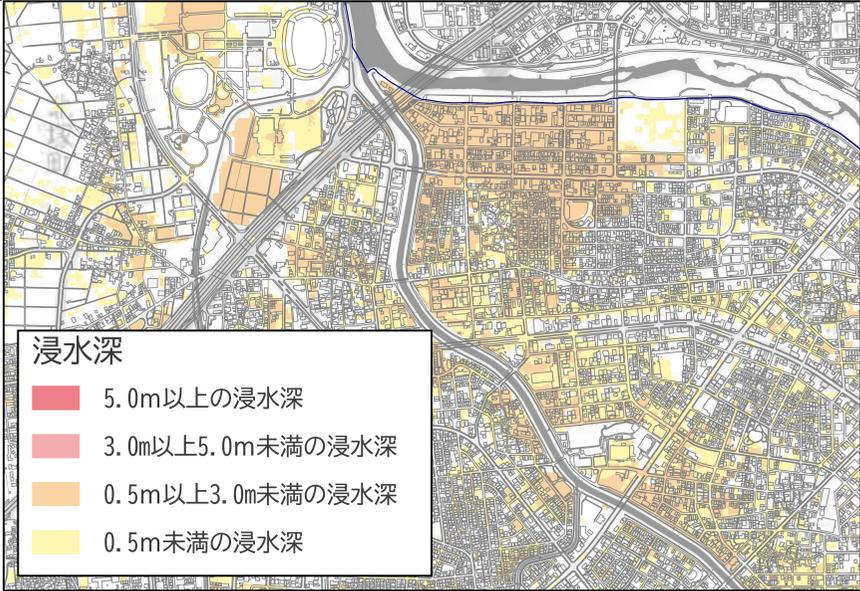
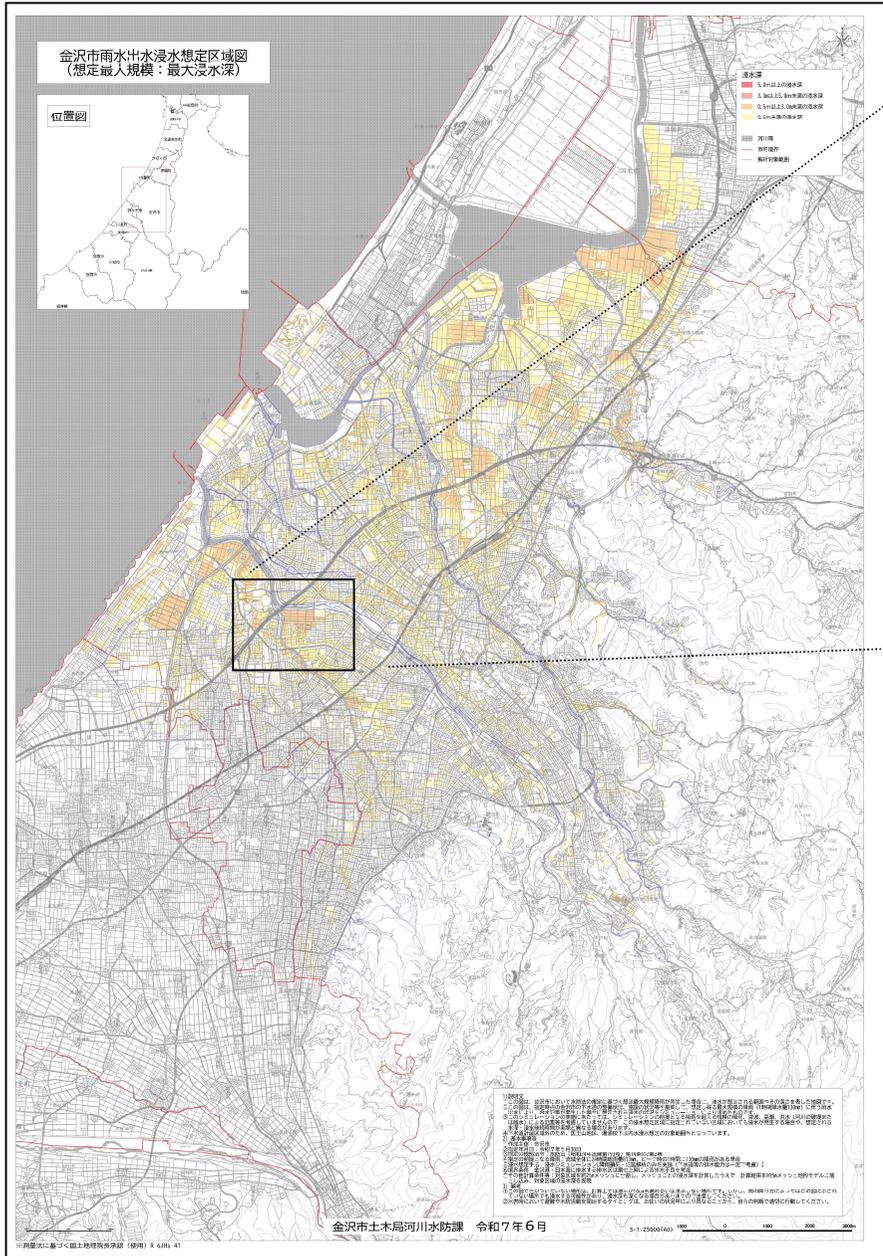
～R7.12 今回作成した雨水出水浸水想定区域図をもとに内水ハザードマップの作成・公表

～R8.3 内水ハザードマップの各戸配布

ハザードマップアプリ「にげまっし」の更新

【金沢市雨水出水浸水想定区域図】

金沢市全域図（下水道計画区域）



## 企業局 夏休み子ども教室について

企業局では、水道・下水道事業への関心を持ち、理解を深めてもらうことを目的として、市内の小学生とその保護者を対象に「夏休み子ども教室」を開催する。

### 1 下水道教室

- (1) 実施日時 令和 7 年 7 月 24 日 (木)  
①午前 9 時～11 時 30 分、②午後 2 時～ 4 時 30 分
- (2) 場 所 城北水質管理センター
- (3) 対 象 市内在住の小学 4 ～ 6 年生とその保護者 (各回 20 組 40 人; 計 80 人)
- (4) 内 容 下水処理場の探検、微生物の顕微鏡観察



### 2 水道教室

- (1) 実施日時 令和 7 年 8 月 1 日 (金)  
①午前 9 時～11 時 45 分、②午後 1 時 30 分～ 4 時 15 分
- (2) 場 所 末浄水場
- (3) 対 象 市内在住の小学 4 ～ 6 年生とその保護者 (各回 20 組 40 人; 計 80 人)
- (4) 内 容 ろ過器の工作と浄水工程の実験、浄水場の見学、水源涵養林の大切さを知る紙芝居 (森林再生課)



### 3 周知方法など

企業局ホームページ、新聞広報、市公式LINEなどにより周知、6月24日(火)から募集を開始。申込みは、金沢市電子申請サービスによる。(申込み多数の場合は抽選)

汚れた水は  
どうやって  
きれいにするの？

水道水は  
どうやって  
つくるの？

参加無料

# 夏休み子ども教室開催

7/24(木) 下水道教室

8/1(金) 水道教室

教室名	下水道教室	水道教室
開催施設	城北水質管理センター(浅野本町ホ131)	未浄水場(末町1-1)
電話	(076)252-1439	(076)229-2006
開催日時	7月24日(木)①9:00~11:30 ②14:00~16:30	8月1日(金)①9:00~11:45 ②13:30~16:15
定員	各回 20組	各回 20組
対象者	金沢市在住の小学4年生から6年生とその保護者 ※小学生のみでの参加はできません。	
内容	施設探検、微生物の顕微鏡観察など	ろ過器の工作と実験、「森の大切さ」紙芝居など
申込方法	電子申請「金沢市企業局イベント」で検索してください。もしくは下の二次元コードを読み込んでください。	
		
申込期間	令和7年6月24日(火)~7月11日(金) なお、申込多数の場合は抽選となります。	

プレゼントあり！ご応募お待ちしております。

 金沢市企業局

BUREAU OF  
WATERWORKS  
AND SEWERAGE  
KANAZAWA